

研究機関のデータの利活用に向けた データ保護法制の現状と課題

— sector-specific 規制から DFFT へ —

会員 栗原 佑介

要 約

本稿は、「大学や研究機関で生まれるデータとその利活用ルールを巡る動き」の意見論文として、知的財産としてのデータと、個人データ保護法制に関する現在進行形の政策動向を取り上げ、データ活用の今後の展開と関与の在り方を、研究機関のデータを例に検討する。

これまでの日本におけるデータ政策が、セクタースペシフィックな規制に基づいていたため、結果的に「個人情報保護条例 2000 個問題」に象徴される事態となった。

他方で、近年は、官民データ活用推進法に代表されるように、データ流通の促進の施策が取られ、オープンサイエンスの観点から研究機関には、データポリシーの策定が求められる。また、信頼が担保されつつも越境データ移転もシームレスに行う DFFT (Data Free Flow with Trust) の理念も提唱され、データ政策が変わろうとしている。

そこで、改正個人情報保護法やさらに未だ検討中の政策も含め、個人データを含む知的財産としてのデータに関わる議論状況を俯瞰する。それらを踏まえ、前述論文で提示された課題について検討を行った。

- 目次
- はじめに
 - 本論の位置づけ
 - 問題の所在
 - 日本のデータを巡る政策動向
 - “Society 5.0”
 - DFFT (Data Free Flow with Trust)
 - 官民データ活用推進基本法
 - 研究機関におけるデータの利活用
 - データポリシーの意義
 - データポリシー策定ガイドライン
 - データ駆動社会における知的財産としてのデータとその利活用を巡る政策動向
 - 課題
 - 改正個人情報保護法
 - 研究活動における保有個人情報の取扱い
 - 個人情報保護制度の見直しに関する検討会
 - 文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会
 - 産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会
-
- はじめに
 - 本論の位置づけ

「大学や研究機関で生まれるデータとその利活用

ルールを巡る動き」(以下「当該論文」という。)は、研究機関におけるデータ流通に関する規制を簡潔に取り上げている。そこでその補足の意味で、現在進行形の政策動向を取り上げ、3つの論点(①多様なデータを複数のルールの下で一元的に管理していく仕組み、②弁理士はどのように貢献していくことができるか、③本論で検討できていない課題等)に対する回答をすることで、オープンサイエンスの促進に寄与することを目的とする。

(2) 問題の所在

産学連携による研究が進む中、データの利活用に関してはセクタースペシフィックな規制がデータの流通を妨げることが指摘されている。

自由なデータ流通については、国家間、公共団体間、官民間のいずれでも適用法令の違いが妨げとなる。国家間は、EU域内で2018年5月から適用されたGDPR(EU一般データ保護規則)が象徴的であり、個人データについて、域内のデータ流通は自由とする一方、第三国への移転は原則として認められない。例外として、移転先の第三国が、十分なレベルの保護措

置を確保していると欧州委員会が認定した場合は移転できる（十分性認定，GDPR45条1項）。日本は，2019年1月23日に十分性認定を受けている。もっとも，独立行政法人は，GDPRの十分性認定の対象外である。

GDPRと日本の個人情報保護法制は，個人データに対する理念から個人データの範囲など制度間の相違がある。そこで，法改正することなく対応するため，いわゆる補完的ルール⁽¹⁾を設け，性生活，労働組合に関する情報を要配慮個人情報と同様に扱うことなどを盛り込んだ。この補完的ルールは，法的拘束力を有し，違反すれば執行対象，司法機関に対する権利救済が可能となる⁽²⁾。

自由な情報の流通が阻害されることは，国内にもいえる。日本では，地方自治体（都道府県単位及び市町村単位）ごとに条例が存在し（「個人情報保護条例2000個問題」と呼ばれることがある⁽³⁾），さらに，（私立大学を含む）民間部門では個人情報保護法，国の行政機関であれば，行政機関個人情報保護法など，適用法令が異なる（表1参照）。その意味で，個人情報に関しては，国際共同研究をする際の方が，国内の産官学連携をするよりも，シームレスな情報流通が確保されている。

（表1）個人情報保護法制の適用関係⁽⁴⁾

個人情報保護法	民間事業者（私立大学・学会，私立病院，民間企業）等（ただし，同法76条の適用除外の可能性あり）
行政機関個人情報保護法	国の行政機関，試験研究機関等
独立行政法人等個人情報保護法	独立行政法人，国立大学等
個人情報保護条例	地方公共団体，公立大学，公立研究機関，公立医療機関等

次世代医療基盤法における医療情報（同法2条1項）の取扱いに関しては，この点を解消し，根拠に基づく医療（Evidence-based medicine）のためのデータベース連携を図る目的で制定された⁽⁵⁾。性質としては，官民共通の横串を通じた特別法であり⁽⁶⁾，研究にあたっては，倫理的配慮のため，（医学系分野に限らず）倫理審査の実施が求められており，それ自体は歓迎されるものの，プロセスの煩雑さや実効的な対応において課題が多いとされている。特に，倫理審査委員会が同一組織でも複数存在する場合があります，多施設共同研究の場合の複数委員会の存在，学際研究の場合

に，医学系では「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」があるが，それ以外の学問分野では，審査基準が一貫していない状況が存在し，同様に，阻害要因となっている（「倫理審査委員会3000個問題」と呼ばれることがある⁽⁷⁾）。

2. 日本のデータ⁽⁸⁾を巡る政策動向

（1）“Society 5.0”⁽⁹⁾

Society 5.0とは，サイバー空間とフィジカル（現実）空間を高度に融合させたシステムにより，経済発展と社会的課題の解決を両立する，人間中心の社会をいう。Society5.0では，イノベーションで創出される新たな価値により，エネルギーの需要増加，食料の需要増加，寿命延伸・高齢化，国際的な競争の激化，富の集中や地域間の不平等といった経済発展によって生じる問題と，社会的課題である温室効果ガス（GHG）排出削減食料の増産やロスの削減，高齢化に伴う社会コストの抑制，持続可能な産業化の推進，富の再配分や地域間の格差是正の解決を両立することを目指す。

その事例は，医療介護分野（医療・環境情報等を基に，AIによる解析を通じた健康促進，社会コストの軽減），ものづくり分野（在庫情報，配送情報等を基に，AIによる解析を通じた産業バリューチェーンの強化），農業分野（市場情報，トレンド等を基に，AIによる解析を通じた超省力・スマート農業の実現），食品分野（市場情報，食品情報，アレルギー情報等を基に，AIによる解析を通じた食品ロスの削減，経営改善等），防災分野（人工衛星・地上の気象レーダーなどからのデータ，避難所の情報・救援物資の情報等を基にしたAIによる解析を通じた物資の最適配送，迅速な救助等），エネルギー分野（気象情報，電力使用状況情報等を基に，AIによる解析を通じた的確な需要予測等）にわたる。

（2）DFFT（Data Free Flow with Trust）

平成31年1月23日に開催された世界経済フォーラム年次総会における安倍総理の演説⁽¹⁰⁾では，個人的データや国家安全保障上の機密のような情報は慎重に取り扱うべきである一方で，医療，産業，交通などの有益で非個人的・匿名のデータは国境を意識せず自由に行き来させる必要があり，そのために「DFFT（Data Free Flow with Trust）」の体制作りが重要と述べた。

過去、G7伊勢志摩サミット（2016年）では、「情報の自由な流通（Free Flow of Information）」、ドイツが議長国を務めたG20（2017年）では、G20デジタル大臣宣言の中に、「情報の自由な流通」が盛り込まれた⁽¹¹⁾。アルゼンチンが議長国を務めたG20ブエノスアイレスサミット（2018年）でも、「情報の自由な流通」が盛り込まれた⁽¹²⁾。

2019年、大阪でのサミット初日に開催された「デジタル経済に関する首脳特別イベント」では、「デジタル経済に関する大阪宣言」が発出され、「大阪トラック」を立ち上げることが宣言された。

G20参加国はデータ流通圏に前向きな姿勢を示すが、他方で、新興国を中心に「データ保護主義」とも呼ばれる動きが拡大している隔りがある。DFFTをG20に向けて宣言する意図は、この隔りや解消し、データ流通を同水準のルールで認めることでビジネス拡大を狙うところにある⁽¹³⁾。

（3）官民データ活用推進基本法

平成28年に制定された官民データ活用推進基本法は、要は「官民データ」（同法2条）を定義し、原則IT化による効率化を図り、生成、共有、活用されるデータを増やすため、B2G（Business to Government）、G2B（Government to Business）のデータ流通の拡大を図るものである。平成26年制定のサイバーセキュリティ基本法によるセキュリティ強化、平成27年改正の個人情報保護法により、匿名加工情報を新設する3つのパッケージによって、データを活用したビジネス、データに基づく政策を実現しようとするものである。

国・地方公共団体が保有する官民データの流通がオープンデータであり、本人関与のもと、民間企業など多様な主体による官民データの利活用が、情報銀行⁽¹⁴⁾に対応する。

3. 研究機関におけるデータの利活用

（1）データポリシーの意義

“Society 5.0”においては、データと現実の世界を高度に融合させ、イノベーションの創出、企業活動だけでなく、地球規模の課題や社会的課題の解決への取り組みが期待される。そのためには、多様な知（情報、データ等）の獲得やその融合等が極めて重要である。

そのため、公的資金の支援により得られた研究成果（論文、データ等）は、適切に管理・利活用され、科

学技術のみならず社会に新しい価値を創造し、ひいては地球規模の課題解決に向けた活動につなげることが求められる⁽¹⁵⁾。

ここから、研究データの利活用を促進する取組みとして、オープンサイエンス⁽¹⁶⁾が重要となる。これを前提に、研究データの管理・利活用についての組織としての方針（データポリシー）の策定の必要性が内閣府に設置された委員会で検討された。そして、2018年6月29日、政府系研究機関に、データポリシー策定を義務付けることで、学術論文の執筆に関係した詳細なデータを公表する方針とし、2020年度中の策定が求められている⁽¹⁷⁾。

これを受けて、2020年5月末日現在、データポリシーを法人全体で策定した国立研究開発法人は7法人（NIMS、NIED、JAMSTEC、農研機構、国際農林水産業研究センター、森林研究・整備機構、NIES）となっている⁽¹⁸⁾。

（2）データポリシー策定ガイドライン

効果的にデータポリシー策定を促進するために、ガイドラインを策定した⁽¹⁹⁾。このガイドラインは、知識、情報（データ）の共有による新しい価値を与えることに主眼があるが、策定までの検討事項、記載事項が盛り込まれている。また、データポリシー策定と並行して、以下の6点以外に、ポリシー策定の主体、管理対象とするデータが具備すべき要件の検討を取り組むべきとする。

① ポリシー策定の目的

組織のビジョン、ミッション等を踏まえ、ポリシーを策定した背景と研究データ利活用の目的について記述する。その際、研究データの特長、運用のフォローアップ、その他のポリシーとの整合性に留意する。

② 管理する研究データの定義、制限事項

「研究データ」の定義・範囲を明確にし、利活用が想定されるデータ、将来的に利用の可能性が考えられるデータなど、研究データの種別・内容等を記述する。

③ 研究データの保存・管理・運用・セキュリティ

研究データの特長に応じたデータの保管、運用方針と国研としての取組について記述する。

④ 研究データに対するメタデータ、識別子の付与、フォーマット

研究データの特長に応じた標準的なフォーマットが存在する場合は、それも併せて記述する。

⑤ 研究データの帰属、知的財産の取扱い

研究データに係る作成者、管理者等の免責事項について記述する。

⑥ 研究データの公開、非公開及び猶予期間並びに引用

研究データの公開について、公開までの猶予期間を適切に設定し、公開データの利用に際しては、利用者に対して適切な引用を求める。

4. データ駆動社会における知的財産としてのデータとその利活用を巡る政策動向

(1) 課題

課題は2点ある。まず、適用法令の違いである。大学を例にとっても、国公立、私立において、適用される法令が異なる点である。さらに、民間企業との産学官連携の際に、適用法令が異なる点が課題となっている。この適用法令の違いは、(公立病院を含む)自治体との連携においても同様である。

次に、オープンサイエンスと医療情報のようなセンシティブデータの取扱いのような、一見相反する場面においては、目的達成のための制度と、技術(秘密計算技術、匿名加工化技術)の設計である。

(2) 改正個人情報保護法

令和2年3月10日、改正個人情報保護法案が閣議決定された。その後、同年6月12日に公布され、令和4年6月までに施行予定である。

前回の改正(平成27年法律第65号)は、平成29年5月に施行された。同法では、要配慮個人情報(個人情報保護法2条3項)が創設され、病歴を始めとする要配慮個人情報を第三者に提供するに当たっては、学術研究等を除き、オプトインによらなければならず、オプトアウトによることができず、特定の個人を識別できないように加工された匿名加工情報については、個人情報と比較して緩やかな規律で第三者に提供することができるものとされた。

その後、同法の特則である次世代医療基盤法が施行(平成30年5月)され、オプトインのほか、一定の要件を満たすオプトアウトにより、①医療機関等から認定事業者へ要配慮個人情報である医療情報の提供、②認定事業者から利活用者へ匿名加工医療情報の提供が可能となった。これにより、国内の医療分野の研究開発場面では、主体にかかわらず、匿名加工医療情報を利活用することが可能となった。

そして、今回の改正個人情報保護法では、既に個人情報保護法76条1項3号は、学術研究目的での個人情報等の取扱いにつき、15条から58条の適用除外を認め、23条は、適用除外を認めているが、さらに、個人情報の公益目的利用で想定されるニーズに応じ、ガイドラインやQ&Aで具体的に示していくこととされ、医療機関や製薬会社が、医学研究の発展に資する目的で利用する場合が挙げられている⁽²⁰⁾。GDPRは、公益目的での保存の際の目的制限(同法5条1項(b)号)など柔軟な規制があることから、日本においても、従前から公益目的での柔軟な個人情報の利用の拡大する余地を指摘する見解があり⁽²¹⁾、今後の具体的な運用が注目される。

(3) 研究活動における保有個人情報の取扱い

上記の課題1については、令和元年11月、総務省・文部科学省において、「研究活動における保有個人情報の取扱いに関する研究会」が発足している。

この研究会では、国立大学、独立行政法人、国立研究開発法人などにヒアリング、アンケートを実施している。ここでは、医療分野では、学会(民間部門のため、個人情報保護法が適用される。)報告の際に遡及的に本人同意を取ることが研究上過度の負担となっている、人文社会分野においても、設置主体がことなる組織や複数自治体にまたがる調査研究など個人情報をやり取りする必要がある多施設共同研究が存在する、などアンケート結果が出ており、医学系分野のみならず、その他の分野でも、個人情報の利用に課題があることが明らかになっている。

(4) 個人情報保護制度の見直しに関する検討会

「個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース」が内閣官房に設置され、さらに、民間部門、行政機関、独立行政法人等に係る法制の一元化(規定の集約・一体化)の在り方及び一元化後の事務処理体制の在り方について検討する有識者会議が立ち上がっている。ここでは、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法を統合して1本の法律とし、個人情報保護委員会に一元的に所管させることを前提に具体的な制度設計の在り方を議論している。データ流通に関して、学術研究等の取扱いや、「個人情報保護条例2000個問題」も検討されており、標準条例を策定して、その差分を各自治体が検討すれ

ばよい（森亮二委員）など具体的な指摘もされている。

さらに、個人情報保護委員会は、2000 個問題に関連して、2020 年 5 月 25 日、「個人情報保護条例に係る実態調査結果」を公表した⁽²²⁾。都道府県（47 団体）、市町村（特別区を含む。1741 団体）及び一部事務組合等（1562 団体）を対象とし、そのうち、一部事務組合等については、条例の適用関係が明らかでない団体が少なくとも 613 団体存在することを明らかにした。

（5）文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会

2020 年 5 月 27 日に閣議決定された「知的財産推進計画 2020」においても『「データ駆動型社会」において鍵を握る知的財産は『データ』』⁽²³⁾と記述とされているように、アフターコロナ時代において、そのデータの取扱い、知的財産分野でも、ますます重要となる。最近の動向としては、著作権法における研究目的の権利制限規定創設に向けた検討がある。

ドイツでも、2017 年に、著作権法 1 章 6 節 4 款「授業、学術及び諸機関に関して法律により許容される使用」が設けられ、60a 条以降に、大学などの研究機関、学校、図書館などにおける具体的な権利制限規定が設けられた。

この点、日本でも、「知的財産推進計画 2019」において、「研究目的の権利制限規定の創設」に関する検討が挙げられ、文化庁の第 19 期文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会における検討課題であった⁽²⁴⁾。その際の視点として、①契約等による対応可能性、②対象とする「研究」の範囲、③研究と著作物利用との関連性、④対象とする著作物の種類、⑤情報源の適法性、⑥著作物の利用態様、⑦権利者の利益保護への配慮、⑧既定の明確性・柔軟性のバランス、⑨その他関連する課題（著作権法 31 条 2 項、3 項の適用拡大）が挙げられている⁽²⁵⁾。

個人データのデータベースも著作物となり得る（同法 12 条の 2）が、民間企業での研究の際に、内部での倫理審査委員会への提出のための複製などの場面では、同法 30 条の 4 第 4 号では、「人の知覚による認識を伴うことなく」行うものではなく、必ずしも対処できない。令和元年度の審議会では、要旨、研究目的の権利制限規定は、必要であるが立法事実が弱く、図書館などの既存の制限規定との組み合わせも必要である（大淵哲也主査代理）、在野研究者⁽²⁶⁾への配慮も必要

である（小島立委員）、大学に所属していても、ジャーナルの価格高騰により、必要な論文にアクセスは困難となっており、オープンサイエンスとの関わりでも出てくるオープンアクセス⁽²⁷⁾への配慮が必要（生貝直人委員）といった発言がされている⁽²⁸⁾。

（6）産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会

令和 2 年 4 月 2 日の産業構造審議会知的財産分科会第 37 回特許制度小委員会では、AI 技術の保護の在り方として、AI アルゴリズムにつき、現行制度以上の保護見直しの必要性、AI 学習データの量や質の差別化のための制度見直しの必要性が提示された⁽²⁹⁾。

特に、AI の学習モデルを特許として権利化すると、データ流通が阻害される、基本的には学習用データや学習済みモデルは、営業秘密で守り⁽³⁰⁾、ビジネス上の提供をする場合は限定提供データや契約によりできる限り対応するので、特許による保護はなじみにくい（長澤健一委員）、日本弁理士会としても、必ずデータを保護の対象に入れてほしいという要望はしてない（杉村純子委員）といった見解があり、今後の展開が注目されるが、AI 技術関連のデータ流通に関して、特許法による規制が今後及ぶ可能性がある。

5. むすびにかえて

本稿は、当該論文の課題 3 に対する回答の意味も含め、個人データとデータとしての知的財産に関連する政策を概観した。

当該論文の課題 1 は、セクタースペシフィックな規制が法令レベルでは解決に向かいつつあることを明らかにした。他方、その管理は、DFFT を目指す一方、倫理審査委員会 3000 個問題に象徴されるように、過度な自主規制に原因があり、データ利活用の阻害要因の分析が必要であることを示唆する。

課題 2 に関し、平成 30 年弁理士法改正によりデータ関連業務が追加されている（弁理士法 4 条 3 項）⁽³¹⁾。データの保護・利活用に関する相談にも応ずることで企業の知財保護を包括的に支援できるようにするためである。対象は、「技術上のデータ」であるが、今後、個人データが含まれる技術上のデータも想定され、個人情報保護法制への目配せも必要となる。また、研究機関において URA（University Research Administrator）が知的財産の管理に関わることもあり、研究

機関のデータ管理（具体的には、知的財産データ契約⁽³²⁾やデータポリシーに基づくガイドラインの策定などへの関与）の場面で弁理士の関与があり得る。

本稿が、信頼あるデータ流通のさらなる発展に寄与できれば幸いである。

なお、本稿は、慶應 SFC 学会 Covid-19 対応研究活動支援による成果の一部である。

(参考文献)

- (1) 正式名称は、「個人情報の保護に関する法律に係る EU 及び英国域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」である（2020年1月31日の英国の EU 離脱に伴い、平成31年個人情報保護委員会告示第5号により名称変更された。）（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/Supplementary_Rules.pdf）（最終閲覧2020年6月3日、以下同じ）。
- (2) 石井夏生利『EU データ保護法』勁草書房、2020、pp.165-166
- (3) 福岡真之介・松村英寿『データの法律と契約』商事法務、2019、p.246 脚注163参照。その結果、例えば、個人情報保護法と異なり、個人情報の定義を生存者に限定しない例もあると指摘される（長谷川幸一「個人情報保護法制2,000個問題の意義と分析－地方公共団体の個人情報保護制度の調整を目指して－」現代社会文化研究（新潟大学）No.65、2017、p.107）
- (4) 総務省・研究活動における保有個人情報の取扱いに関する研究会第1回資料3「研究活動における個人情報の取扱いについて」（https://www.soumu.go.jp/main_content/000661603.pdf）
- (5) 宇賀克也「次世代医療基盤法－医療ビッグデータの利用と保護」ジュリスト No.1522、2018、p.88
- (6) 岡村久道『個人情報保護法（第3版）』ぎょうせい、2017p.572
- (7) 吉見憲二「情報社会における倫理審査と倫理審査委員会3000個問題」Vol.2018-EIP-82 No.1、2018/11/2、p.5
- (8) 知財データの観点からデータを巡る政策について記述しているものとして、阿久津匡美「データ知財とデータ利活用取引におけるデータ知財契約」NBL No.1109、2017、pp.56-66参照。
- (9) 内閣府ウェブサイト（https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/index.html）
- (10) 首相官邸ウェブサイト（https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/statement/2019/0123wef.html）
- (11) See, “G20 Digital Economy Ministerial Conference” p.2, 6（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000274412.pdf>）
- (12) See, “G20 Leaders’ declaration Building consensus for fair and sustainable development” p.2（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000424877.pdf>）
- (13) 日本経済新聞「首相、データ流通圏を構築へ「WTOでルール整備」第25回アジアの未来 G20で表明へ」（<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO45470630Q9A530C-1MM8000/>）
- (14) 情報銀行につき、総務省情報流通行政局情報通信政策課「情報信託機能の認定に係る指針 ver1.0の概要」NBL No.1132、2018、pp.93-97
- (15) 国際的動向を踏まえたオープンサイエンスの推進に関する検討会「国立研究開発法人におけるデータポリシー策定のためのガイドライン」（平成30年6月29日）（<https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/datapolicy/datapolicy.pdf>）1頁
- (16) 端的には、オープンサイエンスとは、「インターネットを活用し研究データを一般の人に公開することで、科学研究を効率的に発展させる動き」をいう（児玉晴男「オープンサイエンスの国際連携に関する法的課題」産学連携ジャーナル2017年4月号）。もとは、理論物理学者のマイケル・ニールセンが「Reinventing Discovery: The New Era of Networked Science（邦題：オープンサイエンス革命）」において提唱したことに由来する。ただ、その源流は、活版印刷技術が登場した以降、17世紀に学術雑誌の出版により、研究成果が公表されるようになったことにある（平成30年6月15日閣議決定「統合イノベーション戦略」（https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/tougo_honbun.pdf）16頁）。
- (17) また、厚生労働省大臣官房厚生科学課事務連絡により、国立試験研究機関や独立行政法人におけるデータポリシーの策定の推進を図っている（<https://www.mhlw.go.jp/content/10600000/000352198.pdf>）。
- (18) 平成30年6月15日閣議決定「統合イノベーション戦略2019」
- (19) 国際的動向を踏まえたオープンサイエンスの推進に関する検討会「国立研究開発法人におけるデータポリシー策定のためのガイドライン」（平成30年6月29日）
- (20) 令和元年12月13日個人情報保護委員会「個人情報保護法いわゆる3年ごと見直し制度改正大綱」pp.22-23
- (21) 石井・前掲注(2) p.366
- (22) 第3回地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会「資料7-2 個人情報保護条例に係る実態調査結果について（資料編）」（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/200525_jyoreicho-sashiryu.pdf）
- (23) 2020年5月27日知的財産戦略本部「知的財産推進計画2020～新型コロナ後の「ニュー・ノーマル」に向けた知財戦略～」p.6（<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku20200527.pdf>）
- (24) 文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会（令和元年度第1回）資料3「（https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hoki/r01_01/pdf/r1420133_03.pdf）
- (25) 文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会（令和元年度第2回）資料3「研究目的に係る権利制限規定の創設に当たっての検討について（案）」pp.5-6（https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hoki/r01_02/pdf/r1421572_03.pdf）
- (26) 在野研究とは、大学に所属をもたない研究者のことを指す（荒木優太編『在野研究ビギナーズ』明石書店、2019参照）
- (27) オープンアクセスと学術論文の著作権につき、栗原佑介

「オープンアクセス時代における学術論文の著作権管理に関する一考察」パテント Vol.70, No.5, 2017, pp.65-72

(28) 文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会（令和元年度第2回）議事内容（https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hoki/r01_02/）

(29) 令和2年4月2日特許庁「[AI・IoT技術の時代にふさわしい特許制度]に関する検討の方向性」（https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo_shoi/document/37-shiryu/03.pdf）

(30) 奥邨弘司「人工知能における学習成果の営業秘密としての保護」外川英明・高松孝行・加藤暁子・藤田晶子編『知的財産法のモルゲンロート－土肥一史先生古稀記念論文集』中央経済社, 2017, pp.211-227。このほか、著作権法による保護

も指摘される（山内真之「人工知能およびビッグデータを利用したビジネスに関する著作権その他の法的保護」NBL No.1129, 2018, pp.89-95）。

(31) 特許庁総務部総務課制度審議室編『平成30年特許法等の一部改正産業財産権法の解説』発明推進協会, 2019, pp.101-106

(32) 令和元年12月経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン1.1版」は、知的財産に限らないが、データを提供型、創出型、共用型に分けている。（<https://www.meti.go.jp/press/2019/12/20191209001/20191209001-1.pdf>）

（原稿受領 2020.6.3）

パンフレット「弁理士info」のご案内

内容

知的財産権制度と弁理士の業務について、イラストや図を使ってわかりやすく解説しています。一般向き。A4判22頁。

価格

一般の方は原則として無料です。
（送料は当会で負担します。）

問い合わせ/申込先

日本弁理士会 広報室
e-mail: panf@jpaa.or.jp
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2
電話: (03) 3519-2361(直)
FAX: (03) 3519-2706

